

【新設】(外国法人の総資産帳簿価額の円換算)

20-5-12 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、法第 37 条《寄附金の損金不算入》の規定に準じて計算する場合における令第 184 条第 1 項第 9 号《外国法人の寄附金の損金不算入》の規定の適用については、同号に規定する「その外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額」は、当該事業年度終了の時ににおける貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日の 13 の 2 - 1 - 2 《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》に定める電信売買相場の仲値（以下この節において「電信売買相場の仲値」という。）により換算した円換算額による。

【解説】

- 1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準の一つとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が規定された（法141-イ）。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定（一部の規定を除く。）に準じて計算することとされている（法142①②）。

さらに、この計算規定に準じて計算する場合、適用関係の明確化等の理由から一定の規定については修正規定が設けられている。

- 2 法人税法第37条《寄附金の損金不算入》の規定に準じて計算する場合には、同条第1項に規定する資本金等の額は、外国法人の資本金等の額に、その外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額とすることとされ、また、同項に規定する所得の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額とすることとされている（法令184①九）。

- 3 この場合の「外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額」の円換算であるが、外国法人の資本金等の額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算を行う事業年度終了の時ににおける額とされていることから、その事業年度終了の時のその外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の外国通貨表示の金額を、その事業年度終了の日の為替相場により円換算することになる。また、この円換算は、外貨と円の翻訳であるとの立場から、電信売買相場の仲値（T.T.M.）によることになる。

本通達では、このことを明らかにしている。

- 4 なお、外国法人の資本金等の額の円換算については、法人税基本通達20-5-36《資本金等の額の円換算》において、その事業年度終了の日の電信売買相場の仲値（T.T.M.）によることを明らかにしている。